

アメリカ裁判制度の現状

裁判権(2) - 領土裁判権

領土裁判権は、連邦憲法の適正手続条項（due process clause）によって、無関係の土地で裁判を受けないことのできる被告の利益を保護するよう機能している。領土裁判権によって保護される被告のこの利益は放棄できる。裁判権の欠如は、被告が主張しなければならない。被告が裁判権の欠如を主張すれば、原告において裁判権の存在を証明しなければならない。事物裁判権の欠如は判決まで主張できるが、領土裁判権は遅くとも答弁書において主張しなければ権利放棄したものとみなされる。後述 2 C 参照。

なお、以下に展開する議論は判例を分析してそこで適用されている法理を整理したものであるが、これを具体的事実に適用するにあたっては、主要判例の具体的事実関係とそこでの法理の適用を見ることが大いに役にたつ。そこで、主要判例については別項 [参考判例] において事実、争点、判旨をそれぞれ摘示してあるので参照されたい。

1 州と連邦の領土裁判権

A . 州裁判所の領土裁判権

州裁判所は、連邦憲法の適正手続条項の範囲内で、州のコモンローおよびロングアーム法に基づいて、領土裁判権をもつ。

かつては、各州は、その州の領土内の人と財産とに対してのみ裁判権を有すると考えられていた¹。この考え方に基づき、伝統的に、各州は、その州の市民（citizen）、その州に所在（presence）する者およびその

¹ Pennoyer v. Neff, 95 U.S.(5 Otto) 714 (1877)

州の裁判権に自ら服する (consent) 者に対して義務を課し責任を負わせることができる対人裁判権 (in personam jurisdiction) , 州内にある財産について利害関係者一般に対して義務を課し責任を負わせることができる対物裁判権 (in rem jurisdiction) , ならびに州内にある財産の権利者に対してその権利につき義務を課し責任を負わせることができる準対物裁判権 (quasi in rem jurisdiction) をもつと考えられていた。

しかし, 人々の活動の範囲が多州間に広がり, 各州は, 他州の者に対してもその裁判権を広げようと, いわゆるロングアーム法を制定し始めた。これが無制限に認められれば, 人々は, 何の関係もない他州に行つて訴訟遂行することを余儀なくされる (前述のとおり, ある州の判決は, 他州において自州の判決同様の効力をもつので, 他州での裁判を無視するわけにはいかない)。これを制限するのに使われたのが, 連邦憲法 (連邦政府について修正第 5 条, 州政府について修正 14 条) の適正手続条項 (Due Process Clause) である。

適正手続条項により, 被告に裁判権を及ぼすには被告と法廷地州の間に一定の最小接点 (minimum contact) があって, 訴訟を行わせることが「フェアプレイと実質的正義の伝統的観念」(traditional notions of fair play and substantial justice) に抵触しないことが必要とされる (インターナショナル・シュー事件²)。その結果, 適正手続条項上は, 被告が法廷地州に所在するかまたは所在するのと同じ程度に全面的に任意に法廷地州の法の保護を受けている場合には, 被告は, いかなる訴訟についても法廷地州の領土裁判権に服する。被告が法廷地州において取引する場合のように部分的に法廷地州の法の保護を受けている場合には, 被告は, その保護を受けている行為に関する訴訟についてのみ法廷地州の領土裁判権に服する。また, 被告は, 法廷地州の裁判権を承諾することによって, 法廷地州の領土裁判権に服する。後述 2, 3 参照。

B. 連邦裁判所の領土裁判権

(1) 州籍相違事件における領土裁判権

連邦裁判所は, 州籍相違事件については, あたかも所在する州の州裁判所と同じように振る舞うので, 連邦制定法に反対の定めがないかぎり,

² 後述 [参考判例] 1 インターナショナル・シュー事件参照。

その州の州裁判所と同じ裁判権をもつ。したがって、連邦裁判所の所在する州のロングアーム制定法が適用される³。

合衆国法典 28 巻 1335 条に基づく競合請求権確定訴訟については、同条により、連邦地方裁判所に全米に及ぶ領土裁判権が認められている。

(2)連邦問題事件における領土裁判権

連邦問題事件については、連邦裁判所は連邦の主権の及ぶ全米に対して裁判権をもつとの考えも強い。しかし、判例は、連邦地方裁判所のコモンロー上の裁判権は所在する州の裁判権の及ぶ範囲に限定され、他州にいる者に対しては当該州のロングアーム制定法が適用されるという方向に固まりつつあるように見える。

ポイントランディング事件⁴は連邦独禁法の問題であるが、この事件において、第5巡回区連邦控訴裁判所は、連邦コモン・ローの創出は連邦議会がこれを認めている場合にかぎられるので、連邦問題について、米国内に最小接点があれば連邦裁判所に裁判権を認めるという連邦ロングアーム法を判例法によって作出することは許されない、と判示した。しかし、連邦民事訴訟規則 4 条(e)項が州法のロングアーム法に基づいて送達することを認めているから、対人裁判権の範囲についても州法のロングアーム法に準拠することを許す趣旨と解されるとして、連邦問題に対する連邦地方裁判所の対人裁判権について州のロングアーム法を適用した。

特許侵害事件に関して、たとえばクレーン事件⁵において、また著作権侵害事件に関して、たとえばアドビデオ事件⁶において、法廷地州のロングアーム法を適用すべきと判決されている。

2 伝統的裁判権

³ R.L. Lipton Distrib. v. Dribeck Importers, Inc., 811 F.2d 967 (6th Cir. 1987)

⁴ Point Landing, Inc. v. Omni Capital International, Ltd., 795 F.2d 415 (5th Cir. 1986)

⁵ Crane v. Battelle, 127 F.R.D.174 (S.D.Cal. 1989)

適正手続条項により，被告に裁判権を及ぼすには被告と法廷地州の間に一定の最小接点（minimum contact）があつて，訴訟を行わせることが「フェアプレイと実質的正義の伝統的観念」（traditional notions of fair play and substantial justice）に抵触しないことが必要とされる（インターナショナル・シュール事件⁷）。伝統的裁判権も，この観点から再検討されてきており，あるいは広げられ，あるいは狭められている。

A．所在（presence）に基づく対人裁判権

各州は，送達の際に法廷地州に所在する者に対し，一般裁判権（general jurisdiction）を有し，請求がその州と関連するか否かを問わず，裁判権を及ぼすことができる。

(1)個人（individuals）

任意に法廷地州に物理的所在（physical presence）のある者は，居住者であるか非居住者であるかを問わず，その州の裁判権に服する（バーンハム事件⁸）。

その領土内に所在する者に対して裁判権を及ぼすことができるという法理は，英米法上，もっとも伝統的かつ基本的な裁判権の形態である。しかし，インターナショナル・シュール事件⁹以降の適正手続条項の解釈のなかで，最小接点の理論からとらえ直すべきか否かについて，連邦最高裁の中での意見が分かれる（前掲バーンハム事件におけるスカリア判事の意見とブレナン判事の意見）。インターナショナル・シュール事件では，「適正手続条項が要求するのは，被告が法廷地州に所在しない場合に，被告を対人裁判権に基づいて判決に服せしめるには，被告が法廷地州との間に一定の最小接点（minimum contact）をもっており，訴訟を維持することが「フェアプレイと実質的正義の伝統的観念」（traditional notions of fair play and substantial justice）に抵触しないことである」と判示された。バーンハム事件において，スカリア判事は，伝統的観念

⁶ Advideo, Inc. v. Kimel Broadcast Group, Inc., 727 F.Supp.1337 (N.D.Cal 1989)

⁷ 後述 [参考判例] 1 インターナショナル・シュール事件参照。

⁸ 後述 [参考判例] 2 バーンハム事件参照。

⁹ 後述 [参考判例] 1 インターナショナル・シュール事件参照。

の観点からただちに所在に基づく裁判権を認める立場を採った。これに対して、ブレナン判事は、最小接点の分析を経て、所在に基づく裁判権は通常、適正手続条項に反しないとの立場を採った。したがって、ブレナン判事の立場によれば、場合によっては適正手続条項上裁判権が否定されることもありうる。

被告が法廷地州に詐欺・脅迫によって連れてこられた場合には、任意に法廷地に所在するものでないとして、裁判権が否定される。

また、州によっては、証人とされた者が証言のため法廷地州を訪れる場合には、所在による裁判権を免除している。

なお、個人については、物理的所在地のみにその所在が認められ、その事業活動地にもその所在があるとは認められない（前掲バーンハム事件）。ただし、個人が代理人を置いて事業を行っている場合、その代理人に送達受領代理権限が認められる場合がある。

(2)法人 (corporations)

法人は、「継続的かつ組織的事業活動」(continuous and systematic business)を行う州に所在するものとして、その州の一般的裁判権に服する。

法人の人格は擬制であって、個人の場合のような物理的所在 (physical presence) はない。かつては、法人は設立州にのみ所在すると考えられていた。しかし、企業の活動が州を越えて広がるに従って、設立州以外の州においても裁判権を認める必要が生じてきた。最初に考案されたのは、法人が設立州以外で活動するにはその活動州での活動の承諾を必要とし、承諾にあたってその州の裁判権を承諾させるという方法であった (consent doctrine)。この方法では、州の明示の承諾 (認可) を取得しない法人には、黙示にその州の裁判権を承諾したものとみなすことになる (implied consent theory)。しかし、この方法では、少なくとも黙示の承諾に関しては、州内での活動と関連のない訴訟について、法人を活動州の裁判権に服させることができない。そこで、法人は「継続的かつ組織的事業活動」において所在するという構成が考案された (presence theory)。前掲インターナショナル・シュー事件において、連邦最高裁は、次のように判示して、この構成を採用した。

「個人の場合と異なり，会社の人格は擬制であって，その所在は，その本拠地およびその他の地において，会社のために活動することを許された者が当該会社のために活動することによってのみ，出現しうる。適正手続条項の要請は，連邦制の枠内において，会社にその地の訴訟に应诉させることが合理的なだけの接点を，当該会社が法廷地にもっていることである。この意味において，当該会社が法廷地の合意または送達受領代理人の指定をしない場合であっても，会社のそこでの活動が，継続的かつ組織的（continuous and systematic）であるのみならず，訴訟を受けるべき責任を生ずるに至る場合には，当該州に会社の所在があることは明らかである。」

ヘリコプテロス事件判決¹⁰は，この所在理論に基づく裁判権が一般裁判権であると判示した。

「適正手続条項が要求するのは，被告が法廷地州に所在しない場合に，被告を对人裁判権に基づいて判決に服せしめるには，被告が法廷地州の間に一定の最小接点（minimum contact）をもっており，訴訟を維持することが「フェアプレイと実質的正義の伝統的観念」（traditional notions of fair play and substantial justice）に抵触しないことである。紛争が被告の法廷地との接点から生じまたはこれに関連する場合には，被告と法廷地と訴訟との関連性が对人裁判権の本質的基礎となる。

請求原因が被告の法廷地との接点から生じまたはこれに関連するのでない場合，州外法人と法廷地州との接点が十分なものであれば，このような法人に対人裁判権を及ぼしても適正手続条項には反しない。法廷地州における「継続的かつ組織的事業活動」（continuous and systematic business）は，州外法人に対して一般裁判権を行使する基礎として，合理的かつ公正である。」

他方，法人の所在はその活動による擬制であるから，個人の所在のように法人の役員の物理的所在がただちに法人の所在であるとは認められない。すなわち，法人の役員その他代理人が法廷地に所在しても，そこに「継続的かつ組織的事業活動」がなければ法人の所在は認められない（前掲ヘリコプテロス事件）。会社の役員その他代理人が会社のためにある州に一時的に所在しても，会社代理人の単一の行為または独立した活動がある州にあっても，その活動と関係のない事実について当該会社

¹⁰ 後述 [参考判例] 3 ヘリコプテロス事件参照。

に裁判権を及ぼすには不十分である（前掲インターナショナル・シュー事件）。

親会社と子会社は法人格は別であるが、親会社が法廷地州に何らの活動を行っていないとしても、子会社の法廷地における活動が親会社の活動とみなされて、法廷地州の所在に基づく裁判権に服することがある。ピアレク事件¹¹において、第2巡回区連邦控訴裁判所は、次のように判示している。

「確定している理論によれば、法人は、その完全所有子会社がニューヨーク州において伝統的な意味で事業活動に従事しているということだけによって、ニューヨーク州の裁判権に服するものではない。子会社の活動によって親会社に対する裁判権を請求する原告は、子会社がニューヨーク州において事業活動に従事していることのみならず、次のいずれかを立証しなければならない。すなわち、

- (1) 子会社を親会社の代理人として親会社がニューヨークにおいて行おうと思えばできる事業を当該子会社が行っていること、または
- (2) 親会社の子会社に対する日々の管理が当該子会社を事実上親会社の一事業部門とみなせるほど完全であること、のいずれかである。」

裁判例の中には何らの資本関係のない独立の下請け会社の行為を、発注会社の活動とみなしたものがある¹²ので注意を要する。

(3)法人格のない社団

パートナーシップにおいては、各パートナーがパートナーシップの事業目的に関してそれぞれを代理する権限を有する。したがって、いずれか1人のパートナーの所在地に、パートナーシップおよび（パートナーシップ財産の範囲において）全パートナーに対する対人裁判権が認められる。ただし、各パートナーの個人財産に対する責任を追及するには、それぞれ個別に対人裁判権が必要である。

¹¹ Bialek v. Racal-Milgo, Inc., 545 F.Supp. 25 (S.D.N.Y 1982)

¹² Gelfand v. Tanner Motor Tours, Limited, 385 F.2d 116 (2th Cir. 1967)

B．州籍（citizenship）に募づく対人裁判権

各州は，その州の市民に対して，一般裁判権を有し，請求がその州と関連するか否かを問わず，裁判権を及ぼすことができる。

(1) 個人（individuals）

個人は，住所（domicile）のある州の一般裁判権に服する（ミリケン事件¹³）。「住所」としては，居所（residence）を有するだけでは足りない。生活の実態がある場所を指す「居所」と異なり，住所は法律上の概念であって，人の権利義務関係決定のための法的擬制である。住所は，現在そこを離れているかどうかを問わず，恒久的自宅のある場所である（詳細は，「州籍相違裁判権」の項参照）。州は，住民が州に住所（domicile）を有しているということによって，彼に特権を付与し彼と彼の財産に保護を与えている。これに対応して，住民は，住所のある州の一般裁判権に服する。この責任は，住所に付随する義務であって，その州に継続して所在（presence）しているか否かにかかわりない。したがって，被告が，送達の際に州外にいても，州内に住所があれば，裁判権を及ぼすことができる。

送達の際に法廷地州に住所をもっていなければ，州籍に基づく一般裁判権は発生しない。ただし，法廷地の行為と関連する請求についてロングアーム法に基づく個別裁判権（specific jurisdiction）は発生しうる。

住所や所在のある州におけると同じ程度に，「居所」のある州において州の法の保護と特権を享受している場合には，「居所」のある州の一般裁判権にも服することになるとと思われる。

(2) 法人（corporations）

法人は，設立（incorporation）州の一般裁判権に服する。

法人は，設立州の法によって，法人格を取得し保持する。州から活動の特権と法の保護を与えられることに対応して，州の一般裁判権に服する。

¹³ 後述 [参考判例] 4 ミリケン事件参照。

C. 承諾 (consent) に基づく対人裁判権

州の領土裁判権は、適正手続条項によって制限を受ける。この適正手続条項によって保護される被告の権利は、他の権利と同様、本人が放棄できる (インシュランス・コープ事件¹⁴)。被告の権利放棄によって生ずるこの裁判権は、個別裁判権であって、当該訴訟にかぎられる。

(1) 訴えの提起

原告は、訴えを提起することによって、その裁判所の裁判権に服することに合意している。したがって、原告は、当該訴訟において、被告からの反訴および共同原告からの共同当事者間請求について当該裁判所の領土裁判権に服する¹⁵。

(2) 応 訴

訴えを起こされた被告には、領土裁判権が欠如すると考える場合、三つの選択が可能である。第1は、応訴しないことである。第2は、領土裁判権を争わずに、応訴することである。第3は、領土裁判権を争って、応訴することである。

被告は、応訴しない自由をもつ。応訴しない場合、欠席判決を受けるが、被告の居住州における執行判決手続において、領土裁判権の欠如を主張し欠席判決の無効を争うことができる。しかし、領土裁判権が認められる可能性があり、請求自体にも異議がある場合には、欠席判決を受けることはリスクを伴う。

領土裁判権を争わずに応訴する場合 (一般応訴 general appearance)、被告は適正手続上の権利を放棄したのものとして、裁判所の領土裁判権に服することになる。

領土裁判権を争って応訴する場合 (特別応訴 special appearance)、被告は、領土裁判権の有無についてその裁判所の判断に服することに合意したものとみなされる (前掲インシュランス・コープ事件)。連邦裁

¹⁴ 後述 [参考判例] 5 インシュランス・コープ事件参照。

¹⁵ Adam v. Saenger, 303 U.S. 59 (1938)

判所では、被告は、領土裁判権欠如の抗弁が却下された場合に、本案についての抗弁を主張立証しても領土裁判権を争う権利を放棄したものとみなされず、本案判決に対する上訴においてさらに領土裁判権の欠如を争うことができる¹⁶。大半の州裁判所も、連邦裁判所の例に習っている。カリフォルニア州裁判所は、領土裁判権欠如の抗弁が却下された場合に、この却下決定に対してただちに上級裁判所へ抗告することを認めており、本案判決に対する上訴でさらに領土裁判権の欠如を争うことはできない。その他の州においては、第1審裁判所での手続においてのみ、領土裁判権を争うことができるものとしている。

特別応訴では、領土裁判権の有無についてその裁判所の判断に服することに合意したものとみなされるから、被告は、領土裁判権に関して証拠開示の要求があればこれに応じなければならない。これに応じない場合には、制裁として、領土裁判権を認める事実があるものとみなされることもある（前掲インシュランス・コープ事件）。

特別応訴する場合、領土裁判権欠如の主張を行える時機が厳しく制限されている。連邦裁判所手続においては、領土裁判権欠如の抗弁を答弁書において、答弁書提出の前に何らかの異議または抗弁の申立を行う場合にはその中において、領土裁判権欠如の抗弁を主張しなければ、一般応訴したものとみなされる（連邦民事訴訟規則 12 条(h)項）。被告は、適正手続上の権利を放棄したものとして、裁判所の領土裁判権に服することになる。

(3)管轄の合意

契約の当事者は、あらかじめ特定の州の裁判権に服することを合意できる¹⁷。

(4)送達受領権限を有する代理人の選任

送達受領代理人の選任は、送達受領方法の指定であるとともに、代理人のいる州の裁判権に服することの合意でもある。契約による送達受領

¹⁶ Harkness v. Hyde, 98 U.S. (8 Otto) 476 (1878)

¹⁷ National Equipment Rental, Ltd. v. Szukhent, 375 U.S. 311 (1964)

代理人の指定の場合，送達書類の代理人から本人への転送が契約に定められていなくとも，送達受領代理人の指定は有効である。

本人が事業活動のための代理人を選任した場合，それぞれの州の代理法に基づき，当該代理人に送達受領代理権限が認められる。なお，前述 A のように，子会社は，親会社の代理とみなされる場合がある。この場合，親会社宛の送達が，子会社に対してなされる。親会社が外国企業である場合，本来ならハーグ条約の定めるルートを経て送達されるが，子会社が親会社の代理人とみなされるときはハーグ条約が適用されず子会社に対する送達で足りるとされている¹⁸。

(5) 法律による送達受領代理人の指定

法律が送達受領代理人の指定を強制している場合がある。たとえば，各州は，非居住運転者法（nonresident motorist statute）を制定しており，州内で自動車を運転する非居住者は州内での交通事故に関し州陸運局長を送達受領代理人に指定したものとみなすと規定している。このような規定は，州の警察権に基づき，道路使用者の利害を調整する合理的規制であるとして，有効性が認められている¹⁹。しかし，このような規定は，同時に，本人への送達書類の送付が定められていなければ，適正手続条項に違反する²⁰。

また，各州は，他州で設立された会社が州内で事業活動を行うについて，州務長官事務所から認可（qualification）を受けなければならないとしている。認可にあたって，州内の事業活動と関係する事件であるか否かを問わず，州内に送達受領代理人を指定することが必要とされている。この送達受領代理人の指定によって，州に一般裁判権を生ずることになる。

このような法律による送達受領代理人指定の擬制は，州外の被告に対する対人裁判権を伝統的理論である承諾に基づく裁判権によって基礎づけようとしたものであった。インターナショナル・シュー事件²¹によって

¹⁸ Volkswagenwerk Aktiengesellschaft v. Schlunk, 486 U.S. 694 (1988)

¹⁹ Hess v. Pawloski, 274 U.S. 352 (1947)

²⁰ Wuchterf v. Pizzutti, 276 U.S. 13 (1928)

²¹ 後述 [参考判例] 1 インターナショナル・シュー事件参照。

ロングアーム法への道が開かれる以前において、送達受領代理人指定を擬制する法律が発展した。

(6)請求認諾文言付き手形

次のような条項を含んだ手形・小切手を、請求認諾文言付き手形 (congnovit note) という。

「下記の署名者は、支払いを15日以上遅滞した場合には、この手形の元金および利息につき、手形所持人の指名する弁護士に対し、オハイオ州の裁判所に出頭すること、呼出状の発行および送達を受領の権利を放棄すること、下記署名者に対する手形所持人の請求を受諾すること、を授権する。」

判決を受ける前に通知と弁論の機会を受ける権利は放棄できるから、請求認諾文言付き手形は、当然には適正手続条項には違反しない。債務者が請求認諾文言の意味を理解し、それがどのような結果をもたらすかを知って、任意に署名し、かつ、判決に対して異議を申し立てる手続が保障されている場合には、適正手続条項に違反しない²²。

D. 対物裁判権・準対物裁判権

かつては、各州はその州の領土内の人と財産とに対してのみ裁判権を有するという考え方²³に基づき、各州は、被告と州との関連性にかかわらず当然に、州内に所在する財産に関して裁判権 (対物裁判権・準対物裁判権) を有すると考えられていた。しかし、現在では、インターナショナル・シュー事件²⁴で示された最小接点の理論によって、適正手続条項に反するか否かが判断される (シェーファー事件²⁵)。

(1)対物裁判権

²² D.H. Overmyer Co., Inc v. Frick Co., 405 U.S. 174 (1972)

²³ Pennoyer v. Neff, 95 U.S. (5 Otto) 714 (1877)

²⁴ 後述 [参考判例] 1 インターナショナル・シュー事件参照。

²⁵ 後述 [参考判例] 6 シェーファー事件参照。

対物裁判権 (in rem jurisdiction) とは、州内にある財産について利害関係者一般に対して義務を課し責任を負わせることができる裁判権である。州裁判所の対物裁判権は、領土に対する物理的権力に基づき、対物裁判権の基礎は、法廷地州の領土内に目的財産が所在することである(ハンソン事件²⁶)。従来から対物裁判権が認められていたものは、通常最小接点の要件を満たしており、前掲シェーファー事件以降においても適正手続上、裁判権が認められる。対物裁判権が認められる事件は、次のようなものである。

- (a) 離婚訴訟：原告が所在する州に対物裁判権
- (b) 強制収用：財産が所在する州に対物裁判権
- (c) 不動産登録手続：不動産が所在する州に対物裁判権
- (d) 船舶担保権の実行：船舶が所在する州に対物裁判権

(2) 準対物裁判権

準対物裁判権 (quasi in rem jurisdiction) は、州内にある財産の権利者に対してその権利につき義務を課し責任を負わせるものである(前掲ハンソン事件)。

準対物裁判権には二種類ある。一つは、原告が目的財産に対する既存の権利の確保をはかり、特定人の類似の権利の消滅もしくは不存在確認を求めるものである。たとえば、共有物の分割請求について、財産所在地州に裁判権を認めるものである。

他の一つは、原告が被告の財産から被告に対する請求権の満足を得ることを求めるものである。たとえば、被告の財産を差し押さえることによって、原因債権についての裁判権を財産所在地州に認めるものである。

しかし、準対物裁判権は、最小接点の分析の導入によって、類型としてその存在意義を失った。従来、準対物裁判権が認められていた事件も、最小接点の理論によって、州裁判所の裁判権が否定される。たとえば、債権の所在は債務者の所在地にあると考えられ、従来は、第三債務者の所在地州においてこれを差し押さえることによって、差し押さえた州に原因債権について準対物裁判権が認められた²⁷。しかし、最小接点の理論

²⁶ 後述 [参考判例] 7 ハンソン事件参照。

²⁷ Harris v. Balk, 198 U.S. 215 (1905)

によれば，第三債務者の所在地はどうか，被告（原因債権の債務者）に法廷地州との最小接点がないと認められない²⁸。最小接点の理論については，後述 3 参照。

3 ロングアーム法に基づく対人裁判権

ロングアーム法によって認められる対人裁判権は，個別裁判権（specific jurisdiction）であって，最小接点のある行為から生じた請求またはかかる行為に関連する請求にかぎられる。

適正手続条項により，被告に裁判権を及ぼすには，被告と法廷地州の間に一定の最小接点（minimum contact）があつて，訴訟を行わせることが「フェアプレイと実質的正義の伝統的観念」（traditional notions of fair play and substantial justice）に抵触しないことが必要とされる（インターナショナル・シュー事件²⁹）。

ロングアーム法によって非居住者に対人裁判権を及ぼすには，(1)法廷地のロングアーム法が当該訴訟に対人裁判権を認めていること，(2)被告が法廷地に最小接点をもっていること，(3)当該訴訟が当該最小接点にかかる行為から生じたまたはこれに関して生じた請求を対象とすること，および，(4)対人裁判権を及ぼすことが「フェアプレイと実質的正義の伝統的観念」に照らして合理的であること，が必要と考えられる。

A．ロングアーム法規定の要件

州裁判所は，連邦憲法の適正手続条項の範囲内で，コモン・ローのほか，各州がそれぞれ定めるロングアーム制定法に基づいて，裁判権をもつ。ロングアーム制定法の内容は，各州により異なる。

²⁸ Rush v. Savchuk, 444 U.S. 320 (1980)

²⁹ 後述 [参考判例] 1 インターナショナル・シュー事件参照。

(1)カリフォルニア州ロングアーム法

カリフォルニア民事訴訟法典第 4 1 0 . 1 0 条は、次のように定めている。

「この州の裁判所は、州または連邦の憲法に抵触しないいかなる基礎事由に基づいても、裁判権を行使することができる。」

(2)ニューヨーク州ロングアーム法

ニューヨーク民事訴訟法および規則第 302 条は、次のように定めている。

「第 302 条 非居住者の行為に基づく対人裁判権

(a) 裁判権の基礎事由となる行為。非居住者が本人自身または代理人によって次の行為をした場合には、裁判所は、この州の居住者に対すると同じ方法によって、当該非居住者またはその指名遺言執行者もしくは裁判所選任遺言執行者に対して、列記された行為から生じた請求原因に関して、対人裁判権を行使することができる。

1 . この州内において取引を行い、またはどこで契約したかを問わずこの州内において商品もしくは役務を提供することを契約した場合。

2 . この州内において不法行為を犯した場合。ただし、その行為から生ずる名誉毀損の請求原因を除く。

3 . この州内の人または財産に損害を生じさせる不法行為を州外で犯し、かつ次のいずれかに該当する場合。ただし、その行為から生ずる名誉毀損の請求原因を除く。

(i) この州内において、規則的に取引を行いもしくはその勧誘を行い、その他の継続的行為を行い、または、使用もしくは消費された商品または提供された役務から実質的収入を得ていること。

(ii) その行為の結果を予見しまたは合理的に予見すべきであって、かつ州際取引または国際取引から実質的収入を得ていること。

4 . この州内に所在する不動産を所有、使用、または所持する場合。

(b) 非居住者である被告に対する対人裁判権。生活扶養料または扶助料の請求を含む夫婦間訴訟または家庭裁判所手続において、裁判所は、請求当事者が請求の時点においてこの州に居所または住所を有する者 (resident or domiciliary) である場合には、債務者または被告がもはや

この州に住所または居所を有するか否かを問わず、この者またはその指定遺言執行者もしくは裁判所選任遺言執行者に対して対人裁判権を行使することができる。ただし、この州が別居前において両当事者の夫婦としての住所地であったか、被告が原告をこの州において遺棄したか、生活扶養料もしくは扶助料の支払い義務または扶助料がこの州の法律またはこの州で締結された契約に基づいて発生した場合にかぎる。

(c) 応訴の効果。対人裁判権が本条のみに基づく場合、応訴は、本条に列記された行為から生ずるものではない請求原因については、裁判権を生じさせない。」

(a)項3号については、最小接点の要件(後述B)によって、適用範囲が狭められることに注意を要する。ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件³⁰において、(i)と同じ規定をもつオクラホマ州法が適正手続条項に違反すると判定されている。また、(ii)については、アサヒ・メタル事件³¹において適正手続条項に適合するかが争われ、その相対多数意見によれば否定的判断を受けているところである。

(3)その他の州のロングアーム法

統一州法委員会およびアメリカ法曹協会が承認(それぞれ1962年、1963年)した「統一州際および国際手続法」は、ロングアーム法について、次のように定めており、数州において採用されている。

「第1.03条 [行為に基づく対人裁判権]

- (a) 裁判所は、次の行為を直接または代理人によって行う者に対して、当該行為から生じた請求原因について、対人裁判権を行使することができる。
- (1) この州内において取引を行うこと。
 - (2) この州内において商品もしくは役務を提供することを契約すること。

³⁰ 後述 [参考判例] 10 ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件参照。

³¹ 後述 [参考判例] 13 アサヒメタル事件参照。

- (3) この州内での行為または不作為が不法行為上の損害を生じさせること。
- (4) この州外での行為または不作為がこの州内において不法行為上の損害を生じさせること。ただし、当該行為者が、この州内において、規則的に取引を行いもしくはその勧誘を行い、その他の継続的行為を行い、または、使用もしくは消費された商品または提供された役務から実質的収入を得ている場合にかぎられる。
- (5) この州内に所在する不動産を所有、使用、または所持すること。
- [(6)契約時にこの州に所在する人、財産または危険について保険契約を結ぶこと。]

B. 最小接点の要件

被告と法廷地との間の最小接点としては、被告が法廷地州において活動する特権（または法の保護）を意図的に利用する行為（“some act by which the defendant purposefully avails itself of the privilege of conducting activities within the forum State”）、すなわち、被告が意図的に法廷地州の住民に向けて活動を行うこと（“an action of defendant purposefully directed toward the forum State”）が必要である（バーガーキング事件³²）。

被告に対する法廷地州の対人裁判権の発生には、「訴訟」と法廷地州との間の牽連性は必要である（後述C参照）が、「原告」と法廷地州との間の接点は必要ではない（キートン事件³³）。

(1) 被告が作り出した法廷地との関係

被告が法廷地で活動する特権を利用し、法廷地法の恩恵および保護を享受するような、被告自身が作出した法廷地との実質的な関係

³² 後述 [参考判例] 8 バーガーキング事件参照。

³³ 後述 [参考判例] 9 キートン事件参照。

(substantial connection) が必要である。被告が物理的に法廷地に入ったか否かは重要ではない(インターナショナル・シュー事件³⁴)。

(a) 法廷地州での取引行為： 被告の法廷地での取引行為は、被告と法廷地州との間の最小接点として認められる(ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件³⁵)。突発的な、偶然のまたは希薄な接点(random, fortuitous, or attenuated contacts)では足りない(前掲バーガーキング事件)が、被告の代理人による単一の行為または独立した活動でも、状況により最小接点として認められる(前掲インターナショナル・シュー事件)。少なくとも、被告が法廷地で定期的に販売行為を行う場合には、被告と法廷地州との最小接点が認められる(前掲キートン事件)。マギー事件³⁶では、被告が法廷地州の住民に保険証書を送付し、その法廷地州からの保険料の送金を受け取ったことに、被告と法廷地州の最小接点が認められた。

被告による物品の購入も被告と法廷地州との間の最小接点となる(ヘリコプテロス事件³⁷)。

法人が法廷地州に事務所を設置し、代理人・従業員を置いて法廷地州において継続的・組織的(continuous and systematic)に取引活動を行う場合は、むしろ、法廷地州にその「所在」が認められ、一般裁判権の根拠となる(前掲インターナショナル・シュー事件、前掲ヘリコプテロス事件)。

(b) 法廷地州での取引勧誘： 被告が法廷地州において販売員または宣伝広告によって取引を勧誘する場合、被告と法廷地州との間に最小接点が認められる(前掲ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件)。販売網・サービス網の設置にも、最小接点が認められる(後述「商品流通による接点」参照)。

³⁴ 後述[参考判例] 1 インターナショナル・シュー事件参照。

³⁵ 後述[参考判例] 10 ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件参照。

³⁶ 後述[参考判例] 11 マギー事件参照。

³⁷ 後述[参考判例] 3 ヘリコプテロス事件参照。

(c) 契約関係の樹立： 他州の者と契約を結んだというだけで自動的にその州との間に最小接点を生ずるわけではない。契約成立地または契約履行地に、機械的に、最小接点を生ずるというものでもない。また、準拠法の選択それ自体では、最小接点としては不十分であるが、被告が意図的に法廷地州法の恩恵と保護を受けていたか否か判断するうえで考慮される。前掲バーガーキング事件においては、被告が期間 20 年の長期契約を結んだことがフロリダとの意図的な関係を強化し、意図的にフロリダ法の恩恵と保護を利用したといいうるとして、フロリダ州に最小接点が認められた。

(d) 不法行為： 法廷地州において不法行為を行った場合、たとえば、交通事故を起こした場合には、法廷地州との最小接点が認められる。しかし、州外で行われた不法行為による損害がたまたま法廷地州で発生しただけでは、不法行為者に法廷地州との最小接点は認められない。被告に法廷地州に向けた行為が必要とされる。

(e) 財産の保有・使用・占有： 法廷地州に所在する財産を所有している場合、これをめぐる賃貸借契約上の紛争や地上工作物責任について、所有者に法廷地州との最小接点が認められる（シェーファー事件³⁸）。無体財産については、たとえば、デラウエア法では会社の株式は会社設立州に所在するとされるので、デラウエア州で設立された会社の株式を保有していることによってデラウエア州との間に最小接点を生ずる（前掲シェーファー事件）。

(f) 会社役員への就任： 会社の役員に就任しても会社の設立州との間に最小接点を生じない（前掲シェーファー事件）。

(g) 子供の生活地： 未成年の子供が離婚した母親と一緒に暮らしたいと言った場合に、父親がこれを許して母親の元へ送り出しても、母親

³⁸ 後述 [参考判例] 6 シェーファー事件参照。

のいる法廷地州の恩恵と保護を意図的に利用する行為とはならない（カルコ事件³⁹）。

(2) 第三者が作り出した法廷地との関係

被告の販売した商品を第三者が法廷地州に持ち込み、被告がこれを予見しえても、必ずしも最小接点は認められない。

(a) 偶発的接点： “意図的利用”の要件は、突発的な、偶然のもしくは希薄な接点（random, fortuitous, or attenuated contacts）、または相手方もしくは第三者による一方的行為（unilateral activity）の結果としての接点のみによって、被告が訴訟遂行を強いられないことを担保する（前掲バーガーキング事件）。したがって、第三者による法廷地への持ち込みが突発的または偶然的な場合には、たとえ被告がこれを予見しえたとしても、法廷地州で活動する特権の意図的利用とはいえず、最小接点の要件を満たさない。

たとえば、前掲ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件は、原告が被告から買った車を法廷地のオクラホマに持ち込んだ事件であったが、被告がニューヨーク地区をテリトリーとするディストリビュータであり、オクラホマとの関係は原告による一方的行為の結果としての接点であるとして、最小接点が否定された。この事件で、車をオクラホマに持ち込んだのが第三者だったとしても、たとえば、第三者が被告から車を購入し、オクラホマで原告にこれを売ったとしても、やはり最小接点は否定されたであろう。

また、前掲ヘリコプテロス事件では、被告が受け取った小切手について法廷地州において支払いを受けた場合に、その行為が被告と法廷地との最小接点になるかについて、連邦最高裁は、法廷地州を支払地にした第三者による一方的行為の結果としての接点であるとして、最小接点性を否定した。

(b) 商品流通による接点： 法廷地に及ぶ商品流通（stream of commerce）に被告が自己の商品を置く行為は、自己の商品が法廷地に及

³⁹ 後述 [参考判例] 12 カルコ事件参照。

ぶことを予見しえた場合に、被告と法廷地との最小接点となるか。これについては、争いがある。

前掲ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件は、傍論で、アウディをオクラホマを含めた多州にその製品を販売するべく活動をしている西ドイツのメーカーやアメリカの輸入業者について、「法廷地州の顧客に買わせるべく期待をもって製品を商品の流れに置いた場合、法廷地州との間に最小接点がある」と判示した。この判決について、下級審の解釈が分かれた。第1の解釈は、被告が法廷地に及ぶ商品流通に自己の商品を置く行為は、自己の商品が法廷地州に及ぶことを予見しえた場合に、被告と法廷地州との最小接点となるに十分であるとする。第2の解釈は、それだけでは法廷地に向けた意図的行為がないとする。

アサヒ・メタル事件⁴⁰は、下級審の解釈を統一するべく、上告を認められた事件であった。しかし、最高裁も意見が分かれ「法廷意見」を形成できなかったため、前掲アサヒ・メタル事件以降も下級審の解釈は分かれたままとなっている。たとえば、第5巡回区連邦控訴裁判所は、従来そのまま少数意見と同じ見解をとることを宣言している⁴¹。最高裁の相対多数意見（判事9名中4名の意見）は、上記第2の解釈をとり、少数意見（実質的に残り判事5名の多数意見）は、上記第1の解釈をとった。相対多数意見は、さらに必要とされる被告の法廷地に向けた意図的行為として、次のものを例示した。

- ・製品を法廷地州の市場向けに設計すること
- ・法廷地州において宣伝・広告すること
- ・法廷地州にサービス網を設置すること
- ・法廷地州にディストリビュータによる販売網を設置すること。

前掲アサヒ・メタル事件の相対多数意見によれば、前掲ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件におけるアウディのメーカーやアメリカの輸入業者は、被告が法廷地に及ぶ商品流通に自己の商品を置く行為のほか、上記の販売網の設置などの行為によって、さらに法廷地に向けた意図的行為があったものと認められるのであろう。

トビン事件⁴²は、ふたつの意味で参考に値する。被告であるオランダの製薬メーカーは、その製品を全米50州をテリトリーとするディストリビ

⁴⁰ 後述 [参考判例] 13 アサヒ・メタル事件参照

⁴¹ Ham v. La Cienega Music Co., 4 F.3d 413 (5th Cir. 1993)

⁴² Tobin v. Astra Pharmaceutical Products, Inc., 993 F.2d 528 (6th Cir. 1993)

ュータを通じて法廷地であるケンタッキーを含む全米に販売した。第6巡回区連邦控訴裁判所は、前掲アサヒ・メタル事件最高裁の相対多数意見を採用して、このメーカーが連邦食品医薬品庁（FDA）の認可を取得するために行った行為によって、被告の法廷地州に向けた意図的行為を認めた。また、ディストリビュータのテリトリーを法廷地州に特定せず全米50州としても、法廷地州に向けられた行為であると認定する妨げとはならない、と判示した。この判旨に従えば、たとえば日本企業が米国特許を取得し、特許製品の対米輸出についてディストリビュータを設置すれば、全米に向けた行為が認められよう。

(c) 子供の生活： 州は居住する未成年者の福祉に対して重大な利害をもっているが、子供の所在は、その州の法を適用すべき根拠とはなっても、その州が被告に対して対人裁判権をもつ根拠とはならない（前掲カルコ事件）。

(3) 原告が作り出した法廷地との関係

被告の販売した商品を原告が法廷地州に持ち込み、被告がこれを予見しえても、最小接点は認められない。「意図的利用」の要件は、突発的な、偶然のもしくは希薄な接点（random, fortuitous, or attenuated contacts）、または相手方もしくは第三者による一方的行為（unilateral activity）の結果としての接点のみによって、被告が訴訟遂行を強いられないことを担保する（前掲バーガーキング事件）。

たとえば、前掲ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件は、原告が被告から買った車を法廷地のオクラホマに持ち込んだ事件であったが、被告がニューヨーク地区をテリトリーとするディストリビュータであり、原告による一方的行為の結果としての接点であるとして、最小接点が否定された。

C. 牽連請求の要件

ロング・アーム法に基づいて対人裁判権（個別裁判権）を認めるには，訴訟は，最小接点にかかる行為から生じまたはこれに関して生じた請求を対象としたものでなければならない（バーガーキング事件⁴³）。

(1) たとえば，次の訴訟には最小接点との牽連性が認められる。

(a) 被告が商品を法廷地州に頒布した行為に最小接点が認められる場合に，当該商品から生じた損害の賠償を求める訴訟（ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件⁴⁴）。

(b) 被告が雑誌を法廷地州に頒布した行為に最小接点が認められる場合に，当該雑誌から生じた名誉毀損を訴える訴訟（キートン事件⁴⁵）。原告が法廷地と無関係であっても，法廷地州での原告の名誉は毀損される。

(c) 被告が保険契約を締結した行為に最小接点が認められる場合に，当該保険契約に基づく保険金の支払いを求める訴訟（マギー事件⁴⁶）。

(d) 被告が法廷地州で販売員を雇用したことに最小接点が認められる場合に，当該販売員に関して州政府が賦課した失業保険掛金の支払いを求める訴訟（インターナショナル・シュー事件⁴⁷）

(e) 被告が法廷地州に不動産を所有したことに最小接点が認められる場合，当該不動産から生じた損害に関して損害賠償を求める訴訟⁴⁸。

(2) しかし，次の訴訟には最小接点との牽連性が認められない。

(l) 被告がレコードを法廷地州に頒布した行為に最小接点が認められる場合に，原告の楽曲が被告の著作権を侵害していないことの確認を求める宣言的判決請求訴訟⁴⁹。

⁴³ 後述 [参考判例] 8 バーガーキング事件参照。

⁴⁴ 後述 [参考判例] 10 ワールドワイド・フォルクスワーゲン事件参照。

⁴⁵ 後述 [参考判例] 9 キートン事件参照。

⁴⁶ 後述 [参考判例] 11 マギー事件参照。

⁴⁷ 後述 [参考判例] 1 インターナショナル・シュー事件参照。

⁴⁸ *Dubin v. Philadelphia*, 34 Pa D&C 61 (1938)

⁴⁹ *Ham v. La Cienega Music Co.*, 4 F.3d 413 (5th Cir. 1993)

(m) 被告が法廷地州で結婚した行為に最小接点が認められる場合に，子供の養育費を求める訴訟（カルコ事件⁵⁰）。

(n) デラウエア法では会社の株式は会社設立州に所在するが，会社役員がデラウエア州で設立された会社の株式を保有していることによってデラウエア州との間に最小接点が認められる場合に，当該会社役員を被告とする株主代表訴訟（シェーファー事件⁵¹）。

D．合理性の要件

以上の要件が満足される場合でも，州外の者をその裁判権に服さしめるには，さらにフェアプレイと実質的正義の伝統的観念に合致するかが問題となる。次の点が考慮される（バーガーキング事件⁵²）。

第一に，当該法廷地で訴訟遂行を強いられる被告の負担。

第二に，法廷地州の当該事件に対する利害。

第三に，原告の便利かつ有効な救済を受ける利益。

第四に，争訟にもっとも効率的な解決を与えるべき連邦制度上の利害。

第五に，基本的社会政策を進めるべき各州が共有する利害。

しかし，最小接点の要件が満たされる場合，通常，以上の合理性の要件は満たされる。したがって，被告において，被告を当該法廷地の裁判権に服させることがフェアプレイと実質的正義の伝統的観念に反することを立証しなければならない。

(1) 被告の負担

被告が外国人である場合，国境を越えた土地での訴訟遂行となるので被告の負担は著しい。しかし，最小接点が存在する場合には，原告と法廷地の利益が，被告の負担に優越することがある（アサヒ・メタル事件⁵³）。

⁵⁰ 後述 [参考判例] 12 カルコ事件参照。

⁵¹ 後述 [参考判例] 6 シェーファー事件参照。

⁵² 後述 [参考判例] 8 バーガーキング事件参照。

⁵³ 後述 [参考判例] 13 アサヒメタル事件参照。

前掲アサヒ・メタル事件では、原告と法廷地州の利益が小さいとして、被告の負担を優越させて合理性を否定した。

(2) 法廷地州の利害

前掲アサヒ・メタル事件では、居住者である被害者の請求は和解によって解決されており、原告が非居住者だけであって、紛争が安全基準の問題ではなく原被告間の求償の問題であるから、カリフォルニア州は、この訴訟に対してあまり利害関係をもっていないとされた。

トビン事件⁵⁴では、被告の製造した医薬品によって法廷地の住民が被害を受けたと主張されているので、法廷地であるケンタッキー州の利害は大きいとされた。

カルコ事件⁵⁵では、居住する未成年者の福祉に対する州の利害は重大であるとされた。

マギー事件⁵⁶では、カリフォルニア州が保険会社の支払い拒否に対して住民のために有効な救済手段を定めるべき重大な利益を有するとされた。

キートン事件⁵⁷では、ニューハンプシャー州は、州内で生じた損害に対して救済を与えるについて重大な利益を有しており、州内での名誉毀損が州内で非居住者に損害を与えた場合にはその損害に対しても利害を有する、とされた。

シェーファー事件⁵⁸では、州は、州内にある財産の市場性を保障すべき強い利益、および州内にある財産について紛争の平和的解決のための手続を定めるべき強い利益を有するとされた。

(3) 原告の利益

前掲アサヒ・メタル事件では、原告は、原告の台湾または被告の日本ではなく第三国であるカリフォルニアでの訴訟が原告の救済に便利であることを証明していないとして、原告の法廷地州で救済を受ける利益が否定された。

⁵⁴ Tobin v. Astra Pharmaceutical Products, Inc., 993 F.2d 528 (6th Cir. 1993)

⁵⁵ 後述 [参考判例] 12 カルコ事件参照。

⁵⁶ 後述 [参考判例] 11 マギー事件参照。

⁵⁷ 後述 [参考判例] 9 キートン事件参照。

⁵⁸ 後述 [参考判例] 6 シェーファー事件参照。

前掲トビン事件では、被告の製造した医薬品によって被害を受けたと主張している原告が法廷地の居住者であるので、法廷地であるケンタッキー州で救済を受けるべき原告の利益は大きいとされた。

(4) 連邦制の利益・各州共通の利益

たとえ、被告に当該法廷地で訴訟遂行するにあたって何らの不都合がないとしても、当該法廷地州が当該争訟に自州法を適用すべき強い利害があったとしても、または、当該法廷地州が訴訟にもっとも便利であったとしても、適正手続条項は、連邦制度確保の手段として、当該法廷地の裁判権を否定するように機能する。

前掲アサヒ・メタル事件において、連邦制の利益および各州共通の利益は、国際訴訟の文脈では、法廷地州が裁判権を行使した場合の外国に対する影響を検討することを必要とするし、国際分野に米国の対人裁判権の観念を及ぼす場合、大いなる留意と謙譲を行使すべきであるとされた。

前掲キートン事件では、「シングル・パブリケーション・ルール」を通じて、ニューハンプシャー州は、名誉毀損によって生じたすべての争点と請求を単一の手続によって効率的に裁判する法廷地を提供することによって、他州と協力する実質的利益を有しているとされた。